

議員提出議案第27号

保育施設等の職員配置基準及び人材確保策のさらなる改善を求める意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月14日

大阪市会議長 片山 一步 様

提出者

西 徳 人 佐々木 哲 夫 杉 田 忠 裕 辻 義 隆
前 田 和 彦 荒 木 肇 福 田 武 洋

(別 紙)

令和5年12月 日

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣
文部科学大臣 厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣 (こども政策担当)] 各あて

大阪市会議長 片山 一步

保育施設等の職員配置基準及び人材確保策のさらなる改善を求める意見書

少子化が大きな社会問題となっている現在、政府においても「こども基本法」を施行し、「こどもまんなか社会」実現に向けた取り組みを推進しているところである。

しかし、近年、保育施設等において、子どもの尊い命が失われるという事態が全国的に発生していることから、保育施設での重大事故を二度と発生させないよう、安全管理や事故防止の観点から運営体制の強化を図り、安心して子供を預けられる環境整備を一層推進していくことが必要である。

また待機児童問題に対応するための保育施設が急増した一方で、業務負担と責任の重さに比べて処遇が低いことで人が集まらず、保育士等の人員不足が一層深刻化している。

こうした中、保育現場には、こどもに目が行き届くよう保育所でのこどもの見守りを強化し、保育士の事務負担を軽減できるよう配置基準の見直し、さらには保育の質の維持・向上や、保育士等職員が安心して働き続けられるよう、早急に処遇改善や職場環境の改善を図ることが必要である。

よって国におかれては、上記状況を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 保育施設等の保育士配置基準を改善すること。
2. 保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保できるよう、公定価格の見直しと予算の措置をすること。
3. 保育施設等で働く職員のさらなる人材確保策を迅速に策定・実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。